

宮城県 L P ガス料金負担軽減支援事業

間接補助事業者 招集要領

令和7年12月19日

宮城県 L P ガス料金負担軽減事業 補助金事務局

目 次

- 1 はじめに
- 2 用語の定義
- 3 本事業への参加に当たっての遵守事項
- 4 本事業について
 - (1) 目的
 - (2) 概要
 - (3) 事業者の要件
 - (4) 値引きの対象者の要件
 - (5) 値引きの実施
 - (6) 値引きの周知
 - (7) 値引き額の明示
 - (8) 事業者に交付される補助金の額
- 5 手続きの概要
 - (1) 手続きの流れ
 - (2) 手続きの方法
 - (3) 各種手続きについて
 - ① 登録申請
 - ② 概算払い（必要な事業者のみ）
 - ③ 事故報告
 - ④ 事業実績報告
 - ⑤ 履行確認検査
 - ⑥ 精算払い（補助金の支払い）、返還
- 6 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除
- 7 個人情報の取扱い
- 8 お問い合わせ先

1 はじめに

宮城県は、これまでに行った「L P ガス料金負担軽減支援事業」（以下「本事業」という。）のこれまで合計4回の実施に続き、現況の物価高騰により生活に影響を受けている一般家庭等のL P ガス利用者の負担を軽減することを目的に、第五弾となる支援事業の実施を決定しました。

事業の内容は、これまでと同様に本事業の補助事業者である一般社団法人宮城県L P ガス協会が設置する補助金事務局（以下「事務局」という。）が、本事業に参加するL P ガス販売業者に対して、料金の値引きを行うために必要な費用（以下「事業費」という。）を、間接補助金として交付するというものです。

本事業の実施に当たっては、これまでと同様に国及び宮城県より適正な実施が求められており、本事業に参加する事業者は、本要領（以下「要領」という。）を熟読するとともに記載内容について留意の上、本事業に係る手続きの実施をお願いします。

2 用語の定義

この要領における各用語の定義は、前弾までと同様に次のとおりとする。

（1）L P ガス利用者

- ① 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下「液化石油ガス法」という。）第2条第2項に規定する一般消費者等に該当する者
- ② ガス事業法第2条第2項に規定するガス小売事業のうち、同条第1項括弧書きの規定（以下「旧簡易ガス事業」という。）により供給を受けている者

（2）値引き対象者

上記（1）のうち、事業者による値引きの（原資の）対象となる者

（3）L P ガス販売業者

- ① 液化石油ガス法第3条の規定による登録を受けた者
- ② ガス事業法第3条の登録を受けた者（旧簡易ガス事業の許可を受けたみなしガス小売業者を含む）のうち、同法第1条の括弧書きの規定に該当する者

（4）事業者

上記（3）のうち、事務局から間接補助金の交付決定を受けた者

3 本事業への参加に当たっての遵守事項

- （1） 本事業は、L P ガス一般消費者等の利用料金の負担軽減を図るためのものです。本事業の実施期間に合わせて恣意的な値上げを行うなど、本事業の趣旨を逸脱した行為は認められません。
- （2） 本事業に関する全ての提出書類において、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- （3） 宮城県又は事務局から資料の提出や修正の指示があった場合、速やかに対応してください。適切な対応がない場合、補助金を交付することができない場合があります。

- (4) 本事業に参加するための手続きである間接補助金の申請により間接補助金の交付決定を受ける前に値引きを実施した場合、これに要した事業費を補助金として交付することができません。また、本事業の交付決定を受けている場合であっても、定められた期日までに必要な書類が提出されない場合などは、補助金を交付することができません。
- (5) 本事業の財源は国費であることから、関係書類は事業終了後5年間(令和12年度末まで)保管しなければなりません。また、宮城県又は事務局からの求めがあった際に、いつでも閲覧ができるようにしておかなければなりません。
- (6) 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合、受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。また、調査の結果、不正行為が認められたときは、補助金の交付を行わないとともに、受領済みの補助金のうち取り消し対象となった額を事務局が指定する期日までに返還しなければなりません。
- (7) 要領に記載のない細部については、宮城県又は事務局からの指示に従うものとします。

4 本事業について

(1) 目的

原材料価格の高騰や円安の影響等により日常生活に密接なエネルギー等の価格高騰が続いていることから、宮城県内のLPGガス利用者に対して、物価高騰の影響による負担を軽減することを目的とするものです。

(2) 概要

宮城県内のLPGガス利用者を対象として、宮城県が指定する金額及び方法により、当該対象の1契約当たりのLPGガス料金から値引きを行ったLPGガス販売業者に対し、値引きの原資及び事務負担費用の一部を補助金として交付します。

(3) 事業者の要件

本事業に参加するLPGガス販売業者は、以下の要件をすべて満たし、別に定める誓約事項等に同意する必要があります。

- ① 宮城県内のLPGガス利用者にLPGガスを販売する者（事業所の所在地は問わない）（※1）
- ② 値引き対象者に対して、値引きの周知を行い、値引きの事実を明示できる者（※2）
- ③ 原則として令和8年2月1日から28日までの期間で値引きが実施できる者
- ④ 宮城県又は事務局からの情報開示等への協力ができる者
- ⑤ 日本国内に金融機関の預貯金口座を有し、その口座を通じて日本円で本事業に係る精算を行うことができる者
- ⑥ 法人等（個人又は法人をいう）代表者やその他の構成員が各都道府県の暴力団排除条例の規定による暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力に該当しないこと

※1 液化石油ガス法律第3条第1項の規定による登録を受けた者及びガス事業法第3条の規定による登録を受けた者（みなし登録小売事業者を含む）であって、家庭・業務用のLPGガスを販売する者

※2 上記（5）、（7）にて説明した事項

(4) 値引き対象者の要件

- ① 宮城県内でL P ガスを消費する液化石油ガス法第2条第2項に規定される一般消費者等に該当する利用者
- ② 宮城県内で旧簡易ガス事業によりL P ガス供給を受けている利用者。
- ③ 令和7年12月31日以前にL P ガス販売事業者と契約した利用者

※ 本事業において値引き助成の対象外となるもの

- イ 工場などの生産現場における高圧ガス保安法上の工業用L P ガスを使用する者
- ロ 質量販売による供給
- ハ 国又は地方公共団体の事務を執行するための施設（庁舎や事務所、研究施設等）
ただし、地方公共団体が設置する施設であっても、住民がL P ガス料金を支払っている施設（公営住宅、公民館など）は、助成の対象に含める。

(5) 値引きの実施

[助成額]

値引き対象者 1契約（1メーター）につき、最大で1,800円（税抜）の助成

[値引きの方法]

令和8年2月1日から28日までのガス料金請求額から、最大で1,800円（税抜）の値引きを行う。

ただし、ガスの使用量が少ない等の理由により、2月の請求額が値引き額である1,800円（税抜）に満たない場合は、値引きの残額分を3月に繰り越して、3月の請求額からその残額分を値引きすることも可能とする。

『値引きの考え方（基本形）』

補助金の交付決定を受けた後、料金値引きの周知（同時可）を実施し、直近の検針分以降の請求額から助成額（税抜）を値引きする。

（例）1,800円（税抜）を値引く場合

①税抜の場合

売上	値引き	小計	消費税	請求(税込)
8,000円	- 1,800円	= 6,200円	+ 620円	= 6,820円

②税込の場合

売上	値引き	請求(税込)
8,800円	- 1,980円	= 6,820円

値引きの考え方の基本形により値引きを行っていただきますが、販売事業者により値引きの金額（税込み）は、自由に設定してください。

(6) 値引きの周知

- ① 値引き対象者が液化石油ガス法の一般消費者等の場合

事業者が本事業による値引きを実施する場合は「宮城県L P ガス料金負担軽減支援事業」による値引きが行われることを、値引き対象者に対して周知する必要があります。

周知方法については、周知文書・チラシ等の配布、ハガキの郵送、メールの送信、検針票等に印字など、事業者において効率的に実施可能な方法を選択してください。また、事業者のWEBサイト上に掲載する場合でも、利用者に対して個別に周知をお願いします。

<対象者に対する周知文の一例>

宮城県が実施する「宮城県L Pガス料金負担軽減支援事業」により、令和8年2月の請求額の税抜価格から最大1,800円が値引きされます。なお、2月分の請求額が1,800円に満たない場合は3月の請求額から残額分を値引きします。

令和8年2月15日(吉日等の曖昧な表現は不可) 会社名:○○商店(株)

② 値引き対象者が旧簡易ガス事業の供給を受ける者の場合

登録ガス小売事業者※ガス事業法第3条の登録を受けた者(みなし登録小売事業者を含む)が値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面支給義務が発生します。

さらに、契約者に経過措置団地(規制団地)をお持ちの場合、指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため「特別供給条件認可申請書」の届出が必要となります。詳細については、東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課にお問い合わせください。(電話:022-221-4941)

(7) 値引き額の明示(履行確認時の提出書類)

事業者が本事業による値引きを実施する際、値引き対象者が値引きの事実を確認することができるものとして、各月の検針票、請求書、領収書、WEB明細などに以下の内容を明示してください。

<値引きの事実確認のための記載事項>

- 値引き前後の額
- 値引き額

(8) 事業者に交付される補助金の額

値引き対象者への値引きを実施した事業者に対して、前項までと同様に事業費として以下の補助金を交付します。交付対象は、実際にL Pガス利用者を管理している事業所(支店・営業所等)とします。

補助金の交付は、原則、値引き対象者への最終の値引きが完了し、事務局への事業実績報告書の提出後に行われる履行確認検査により適正な値引きの実施が確認された後、一括して交付(精算払い)します。

ただし、精算払いでは本事業の遂行が著しく困難である場合は、値引きの原資となる一部費用を事前に請求(概算払い)することができます。

[値引きの原資]

値引き対象者 1契約につき最大1,800円(税抜)

[事務負担費用]

固定費 26,000円 + 1契約につき 140円

※例: 対象が200件の場合 26,000円+ (140円×200件)=54,000円

5 手続きの概要

(1) 手続きの流れ

本事業（第五弾）全体の手続きの流れは、以下のとおりです。

No.	標準の流れ	概算払いが必要な場合 (追加の手続き)	時期
1	間接補助金交付申請		令和8年1月19日～1月30日
2	補助金交付決定通知		令和8年1月19日以降随時
3	値引き対象者への周知		交付決定の日～
		概算払い請求	交付決定後随時
		概算払い	随時
4	値引きの実施		交付決定日以降(但し2月の請求分から) 2/1～2月28日 ※原則2月28日まで
5	事業実績報告		完了後速やかに(3月13日まで) ただし事務局が認めた場合、一部期間の延長を認めます(例3月19日まで)
6	履行確認検査		随時
7	補助金の額の確定通知		随時
8	精算払い	返還(必要がある場合)	

(2) 手続きの方法

以下のWEBサイトから各種様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、原則同WEBサイトからシステムを利用して提出してください。

事業所の都合によりシステム利用による提出が困難である場合には、郵送による書面提出も認めますが、書類の紛失などを防ぐために、配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）によることとします。

※ すべての手続書類について、書類への印鑑は不要です。

※ 各種様式をWEBサイトから入手できない方は、事務局から郵送しますので、御連絡をください。

○WEBサイトURL : <https://www.miagi-lpg.or.jp/>

○郵送先住所 : 〒981-1104

宮城県仙台市太白区中田5丁目3番21号 南仙台広瀬ビル

宮城県LPGガス料金負担軽減支援事業 補助金事務局 宛

※ 配送過程が追跡可能な方法（簡易書留、レターパック等）で提出すること

(3) 各種手続きについて

① 交付申請

本事業に参加する事業者は、「間接補助事業補助金交付申請書」により補助金交付申請を行う必要がありますが以前、本事業に参加した事業者であっても「振込口座確認書類」「事業者登録の確認」等の提出が必要となります。交付申請は、実際にLPGガス利用者を管理する事業所単位としますが、複数の場合は事業者で取りまとめて申請してください。申請後の流れはこれまで同様です。

なお、交付申請受付期間内で交付申請を行うことが困難な事業者は、事前に事務局まで御連絡ください。

② 概算払い（必要な事業者のみ）

本事業の遂行が著しく困難である場合は、値引きの原資となる一部費用（80%）を事前に請求し、受け取ることができます。（概算払い）

なお、すべての値引き対象者に対する値引きが完了し、補助金の額の確定が行われた場合において、確定した補助金の額を超える概算払いが行われていた場合には、補助金の確

定額との差額分は事務局に返還していただきます。

③ 事故報告

本事業による値引きの実施が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は値引きの実施が困難となった場合は、速やかに「事故報告書」を提出し、事務局の指示を受けてください。

④ 事業実績報告

すべての値引き対象者に対する値引きが完了したときは、その完了した日から速やかに(最終報告期限3月13日まで)「事業実績報告書兼精算払請求書」により、値引きの実績、値引きの原資及び事務負担費用の精算金額を報告してください。

また、値引き対象者に対する「値引きの周知」を確認することができる書類等の写しを1件添付してください。

値引きを実施したすべての値引き対象者について、個々の値引き状況を確認することができる「値引き実績一覧表」を添付してください。

⑤ 履行確認検査

「事業実績報告書兼精算払請求書」の提出後、報告書に添付されていた一覧表から事務局が無作為に選んだ値引き対象者について、報告書どおりの値引きの事実が確認できる書類を提出してください。

ただし、書類提出後事務局が確認し必要と判断した場合、提出件数を追加で要請します。

【抽出検査における確認書類提出件数】

	助成対象件数	提出件数
1	1～5件	実施件数分
2	5～1000件	5件
3	1001件以上	10件

⑥ 精算払い（補助金の支払い）、返還

履行確認検査の終了後、本事業の適正な実施が認められた事業者に対して、補助金の額の確定を行うとともに、所要の額を支払います。

6 不正及び不適切な行為の防止及び反社会的勢力の排除

(1) 不正の防止

LPGガス販売業者による架空の申請や水増し報告等の不正請求等については、厳正に対処します。

※ 参考：不正請求について

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）に触れる行為の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行う又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとしてすること。

(2) 不適切な行為の防止

事業者が、補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、支援対象期間に合わせた値上げを恣意的に行うこと、補助金による値引きの価格を営業資料の料金表示に用いること等、本補助事業の趣旨に反する行為を行った場合には、補助対象としないほか、必要に応じて関係法令等による処分を行うことがあります。

(3) 反社会的勢力の排除

事業者は、本事業を遂行するにあたり、反社会的勢力※の関与、参画その他如何なる形式の影響力の行使について、排除しなければなりません。

※ 参考：反社会勢力について

以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 暴力団準構成員
- ④ 暴力団関係者
- ⑤ 総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
- ⑥ その他前各号に準ずる者

7 個人情報の取扱い

本事業により補助金事務局（その委託先を含む。）が事業者から入手した個人情報等については、適切な保護措置を講ずるものとし、本補助事業の業務の範囲内でのみ使用します。

8 お問い合わせ先

宮城県LPGガス料金負担軽減支援事業 補助金事務局

宮城県仙台市太白区中田5丁目3番21号 南仙台広瀬ビル

電話：022-281-8416

FAX：022-241-3717

電子メールアドレス：info@miyagi-lpg.or.jp

受付時間：午前9時半～午後4時（土日祝日・年末年始を除く）